

厚木市立飯山小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、学校、家庭、地域社会等のすべての関係者が一体となって取り組むべき課題です。いじめ問題に取り組むにあたって、いじめの特質を十分に認識し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」を図っていきます。

- いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景、場面で起こり得る。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、「加害者」や「被害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めたその所属集団の構造上の問題でもある。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

3 いじめ防止対策等に関する基本理念

まず、「いじめはどの学級や学校にも起こりうる」ということを教職員が十分に認識し、子どもたちの「よりよい人間関係作り」をしていきます。授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面で、子どもたち一人一人が自分の存在を認められ、生き生きとした活動ができるようにしていきます。また、家庭と連携し、子どもたちに適切な人権意識を身につけさせたり、地域社会と関わる機会を増やし、主体的な活動をさせることを通して、子どもたちの自己肯定感を高めたりしていきたいと考えます。

- いじめの対策は、「未然防止」「早期発見」「適切な対処」を柱とし、組織的な取組をすることを基本とする。
- また、児童生徒の心身に重大な被害を及ぼす事案があった場合に備え、関係機関等との組織的な対応に備える必要がある。

この基本理念に基づき、それぞれの観点における取組を次に具体的に記します。

4 厚木市立飯山小学校

いじめ防止等対策協議会

No.	関係団体等	役職等	No.	関係団体等	役職等
1	小鮎公民館	館長	11	PTA	会長・校外生活委員長
2	小鮎地区自治会連絡協議会	会長	12	小鮎小学校	校長・児童指導担当
3	小鮎地区青少年健全育成会	会長	13	小鮎中学校	校長・生徒指導担当
4	小鮎地区子ども会育成連絡会	会長	14	学校	学校運営協議会委員
5	青少年指導員	代表			校長・教頭・総括教諭
6	青少年相談員	代表			教育相談コーディネーター
7	民生児童委員・主任児童委員	代表			児童指導担当
8	少年補導員	代表			教諭
9	小鮎駐在所	警察官			養護教諭
10	厚木市青少年相談センター	スクールカウンセラー			栄養士

5 具体的な取組

(1)「未然防止」に係る取組

- いじめに関する教職員研修を実施し、いじめを絶対に許さないという共通認識のもと、指導力を高めます。
- 教師は「分かる・楽しい授業」を心がけ、校内研究を中心に教材や指導法について互いに研鑽します。
- 学級活動を充実させ、一人一人が安心して活動できる学級・学年経営に努めます。
- 発達段階に応じた行事や、児童会活動等において、一人一人に活躍の場を設定し、自己肯定感を高めます。
- あいさつ運動や異学年交流、体験活動を通して、コミュニケーション能力や思いやりの心を育て、あたたかい人間関係作りに努めます。
- 道徳教育及び朝読書、今月の歌(合唱指導)などの情操を培う活動などを通して豊かな心を育みます。
- 携帯電話やスマートフォン、インターネットなどについての情報モラル教育を推進します。

(2)「早期発見」に係る取組

- 児童が気軽に相談できるような学級経営、あたたかい人間関係作りに努めます。
- 児童指導全体会や定期的な児童の情報交換、情報共有を行い、児童の日々の様子や変化を見逃さないという意識と、教師の人権感覚を高めます。
- 相談窓口の設置や学期毎の児童生活アンケート、個別相談を実施し、児童の声を聴く機会を設けます。
- 学年や異学年との交流授業や縦割り活動等を通して複数の職員による児童の様子を観察する機会を設けます。
- 保護者教育アンケートや教育相談を実施し、保護者が気軽に相談できる関係作りに努めます。

＜未然防止と早期発見に関する取組年間計画＞

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
内容	対面式 授業参観・懇談会 登校班長会議	家庭訪問 児童指導全体会	運動・学校運営協議会 1学年交流学習	学区生活アンケート 児童生活アンケート	教職員研修	鑑賞教室 授業参観・懇談会	三校児童個別相談 授業参観・学校運営協議会	登校班長会議 教育相談(保護者)	保護者集会 人権講座 ふれあいフェスティバル P.T.A.5周年記念大会 4月5日自然教室 全体集会 ふれあいフェスティバル P.T.A.5周年記念大会 4月5日自然教室	学区生活アンケート 児童生活アンケート	登山班長会議 1年生訪問(来校)	児童指導全体会 学年関係者評価委員会 6年生を送る会 小鮎中半日体験	学区生活アンケート
	← あいさつ運動、朝読書、今月の歌(合唱指導) →												
	(未然防止=青文字 早期発見=赤文字 その他、取組点検・評価などの機会=黒)												

(3)「適切な対応」に係る取組

- 日々の児童観察、面談やアンケートの中で、気になる様子やいじめの兆候が見られた場合は、いじめであるか否かにとらわれることなく、迅速に事実確認等、本人との相談に取り組みます。
- 被害を受けている児童の訴えを受け事実確認をし、組織的に指導方針を検討して保護者に連絡します。
- 被害を受けている児童に対しては心のケアや人間関係作りに配慮し、安心して生活できるように支援します。
- 加害児童に対しては事実確認をし、不適切な行為の間違ひについて毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- 加害児童がその行為に至った背景等については、教育相談等を進め、その解決策について支援します。
- 加害児童以外の児童に対しても、いじめが許されない行為であることを指導しいじめ防止への意識を高めます。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談の上、関係機関等との連携も含めて対応します。
- 社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめについては、警察との連携も視野に入れながら指導します。(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)また、緊急の場合には即通報します。

6 重大事案への対処

- 重大事案発生の際を認知した場合は速やかに学校いじめ対策組織で状況把握と対処方針の検討を行うとともに、教育委員会に第一報の状況報告を行います。
- 事態への対処や再発防止に向けた取組を進め、学校と教育委員会、家庭や地域が連携し、子どもの安心・安全の回復に向けて協働で取り組みます。